三好市契約規則の一部を改正する規則

三好市契約規則（平成１８年三好市規則第４６号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（随意契約の限度額） 第42条　施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。 (1)　工事又は製造の請負　130万円 (2)　財産の買入れ　80万円 (3)　物件の借入れ　40万円 (4)　財産の売払い　30万円 (5)　略 (6)　前各号に掲げるもの以外のもの　50万円	（随意契約の限度額） 第42条　施行令第167条の2第1項第1号の規定に基づき随意契約によることができる契約は、次に掲げる額以下の額の予定価格の契約とする。 (1)　工事又は製造の請負　200万円 (2)　財産の買入れ　150万円 (3)　物件の借入れ　80万円 (4)　財産の売払い　50万円 (5)　略 (6)　前各号に掲げるもの以外のもの　100万円
（前金払） 第55条　公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事の前払金については、三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（平成18年三好市規則第150号）の定めるところによる。	（前金払） 第55条　公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項に規定する公共工事の前払金については、三好市公共工事標準請負契約約款に関する規則（令和2年三好市規則第25号）の定めるところによる。
（課において行う契約） 第79条　前条の規定にかかわらず、課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該事務の専決権者の決裁を受けて、課において行うものとする。ただし、価格その他において調整を要すると契約事務担当課長が認める契約については、この限りでない。 (1)　1件の予定価格が130万円以下の工事、製造その他の請負契約（委託契約を除く。）、1件の予定価格が50万円以下の委託契約、1件の予定価格が30万円以下の販売を目的とする物品若しくは不	（課において行う契約） 第79条　前条の規定にかかわらず、課の所掌に係る事項に関する契約のうち、次に掲げる契約に関する事務は、当該事務の専決権者の決裁を受けて、課において行うものとする。ただし、価格その他において調整を要すると契約事務担当課長が認める契約については、この限りでない。 (1)　1件の予定価格が200万円以下の工事、製造その他の請負契約（委託契約を除く。）、1件の予定価格が100万円以下の委託契約、1件の予定価格が50万円以下の販売を目的とする物品若しくは不

用品の売却契約、1件の予定価格が30万円以下の物品の購入契約その他の契約、資金の前渡を受けて行う契約又は交際費に係る契約 (2)　略 (3)　前2号に定めるもののほか、次に掲げるもの ア　1件の予定価格が150万円以下の委託契約で、その性質及び目的が競争入札に適さないもの イ　1件の予定価格が80万円以下の図書、追録等の購入契約 ウ　1件の予定価格が80万円以下の切手等の購入契約 エ　1件の予定価格が80万円以下の食料品の購入その他賄いに関する契約 オ　1件の予定価格が80万円以下の契約で、第45条第1号及び第2号に規定する場合の契約 カ　1件の予定価格が80万円以下の契約で、国又は地方公共団体と共同して行う物品の購入契約 キ　1件の予定価格が40万円以下の物品の借入れ、保管又は運送に関する契約 ク　歳入歳出の予算を伴わない契約(不動産の長期の使用貸借契約を除く。) ケ　保険に関する契約 コ　単価契約によって契約済の場合における物品の購入契約その他の契約 サ　物件の移転その他損失補償に関する契約 2　略	用品の売却契約、1件の予定価格が50万円以下の物品の購入契約その他の契約、資金の前渡を受けて行う契約又は交際費に係る契約 (2)　略 (3)　前2号に定めるもののほか、次に掲げるもの ア　1件の予定価格が150万円以下の委託契約で、その性質及び目的が競争入札に適さないもの イ　1件の予定価格が150万円以下の図書、追録等の購入契約 ウ　1件の予定価格が150万円以下の切手等の購入契約 エ　1件の予定価格が150万円以下の食料品の購入その他賄いに関する契約 オ　1件の予定価格が150万円以下の契約で、第45条第1号及び第2号に規定する場合の契約 カ　1件の予定価格が150万円以下の契約で、国又は地方公共団体と共同して行う物品の購入契約 キ　1件の予定価格が80万円以下の物品の借入れ、保管又は運送に関する契約 ク　歳入歳出の予算を伴わない契約(不動産の長期の使用貸借契約を除く。) ケ　保険に関する契約 コ　単価契約によって契約済の場合における物品の購入契約その他の契約 サ　物件の移転その他損失補償に関する契約 2　略

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。